

## 【7】『深浦十六景小記』

写1冊(44)

〔書名よみ〕ふかうらじゅうろっけいしようき

〔著編者〕竹齋海浦義観 〔写刊年次〕明治年間

〔外題〕深浦十六景小記

〔内題〕ナシ

〔その他題〕ナシ

〔残欠状況〕全 〔保存状況〕中破(破れ、汚損あり) 〔装訂〕袋

綴(紙縫) 〔紙数〕五丁 〔本文用字〕漢字 〔二面行数〕一〇行

〔界線〕ナシ 〔表紙〕本文共紙 〔法量〕縦二八・一糎×横二〇・一糎

〔料紙〕楮紙(杉原) 〔書入〕ナシ 〔表紙書入〕ナシ 〔印記〕

ナシ 〔備考〕ナシ

〔奥書〕竹齋海浦義観敬具

### 〔解題〕

日本において地誌は『風土記』以来さまざまに編まれてきたが、特に近世においては浅井了意の『江戸名所記』(一六六二(寛文二)年)をはじめとする、旅を想定した案内記の意味合いが濃い名勝記や、節用集における名所の紹介、あるいは各藩においてまとめられたものなど、異なる目的のそれぞれに応じて編まれるものが現れるようになる。『風土記』のような政治的意図、すなわち統治を可視化する意味合いを含んだ名所記は、明治期の『日本地誌提要』(一八七五(明治八)―一八七七(明治一〇)年)まで登場することはなかった。

海浦義観の手によるこの『深浦十六景小記』は、これらのうち浅井了

意が編んだものに最も近いが、厳密にはそれとも異なる趣を具えている。了意の『江戸名所記』は「廻るべき道筋を定め」(序)た旅のためのものというコンセプトがあったが、一方、義観の『深浦十六景小記』は次のような意図を以て書かれている。

吾郷山水明媚古老選十二景余今加四景以作小記

入前帰帆、宝泉曉鐘、無為松嵐、吾妻錦石、平嶋白鷗、猿神夕照、笠形明月、観音霊水、桜沢春曙、岡崎暮雪、崩浜清水、磯崎納涼、蕪林紅葉、湯沢银杏、灯台夜雨、弁天漁火、霊樹記

ここに挙げられているのは今風のいわゆる観光スポットではなく、深浦の見るべき景色と義観が考えたものである。また、「古老」が選んだ十二景に四つ加えると述べていることから、先行するテキストないしは規範意識があることが示唆されている。漢詩文の素養があった義観であれば、これらは詠うべき場所として設定されたと見て然るべきである。

### 〔参考〕

・石田竜次郎「日本における地誌の伝統とその思想的背景」(『地理学評論』第三九卷第六号、一九六六年六月)

(尾崎 名津子)

孫浦十六景小記  
吾鄉山水明媚古老選十二景余今加四景以作  
小記

入前歸帆

入前崎相對北海煙水渺茫然橫於天平者為渡  
嶋後志山岳黑點突兀於玻璃中者為大島小島  
白颿數點破遙碧而來對之心神超絕

寶泉曉鐘

寶泉禪寺位扇灣咽喉津航船指點可數月殘霜  
曉鐘聲落水有楓橋夜泊之感

岸神天皇遣安培川別命伐蝦夷不克安日遠齋安  
東詰曰我祖得罪放逐永為東北邊陲之流民如得  
蒙命章躬伐蝦夷以償祖先之罪乃葵有詔曰可逐  
伐大克賜姓安倍氏也按津輕海濱之開莫先於此  
鄉古者名此鄉安東浦是知靈樹之獨存于斯地者  
安得莫鬼神呵護之哉

錄舊作以呈

博

祭乞

郭正

竹齋海浦義觀敬具

無為松嵐

無為館津輕藩主上仙公游息之處一經滄桑館廢  
砌荒孤兔晝跳長松數株獨表靈光曠色將至暮露  
四聚如張翠蓋如聞琴瑟

吾妻錦石

濱所敷珠川水澄清夕陽迷離如展蜀錦燦兮炳兮  
海潮洗去漁夫踏未眩目飛魂奇亦奇

平嶼白鷗

島嶼如星海波如席萍蓬成致鷗聲相呼與人甚  
狎風送欵乃其曲云滄浪之水靜兮可以釣大魚網

我稅滄浪之水怒兮可以捕鱗兮買我酒

榛神夕照

奇巖突出如榛田為隆準長松森之且亦如髮鬚清  
波磨鏡寫影其中

笠形明月

山因形名得月更佳春之朦朧夏之蟬娟秋之清涼  
冬之寒荒江山風月無常主吾領長為此地主

觀音靈水

巨杉森之聳天下有香閣積翠園之巨杉有靈暗夜  
點龍燈是可謂念彼觀音力惠日破諸闇也耶